7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
一	風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・五九円
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		〇・五六円
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	二十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	三・六八円
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	一・〇七円
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間	〇・五七円
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十三円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）		〇・五四円

7　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備に係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格及び同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間
一	風力発電設備（次号から第四号までに掲げるもの及び入札対象区分等に該当するものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	（新設）
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	二十九円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで	三十六円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
四	特定風力発電設備	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	十四円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	二十年間
		令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十三円（調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額）	（新設）